

令和3年12月8日

さいたま検察審査会への審査申立に対する通知

畠山稔氏及び新井弘治氏の地方自治法違反（証言拒否・虚偽の陳述）に対するさいたま地方検察庁の不起訴処分に対し、さいたま検察審査会への審査申立について、さいたま第一検察審査会より、令和3年12月3日付けで「本件各不起訴処分はいずれも相当である。」との通知（12月7日収受）がありました。

検察審査会は、「被疑者新井の質問の意味を取り違えて、誤解を招く表現をしたとの弁解は、後付け感があるものであるが、同人は高齢であり、証言時に緊張状態であったこと等を考慮すると、その弁解は、あながち不自然、不合理であるとまでは断定できない。今後、同人の弁解を覆せる程の証拠が得られるとは考えられない。被疑者畠山が、被疑者新井らとの会食の状況について証言を拒絶したのは、都合の悪いことを隠そうとしていたからだと思われるが、民事訴訟法で定める証言拒否権の行使と考えられるので、正当な理由があったと考えられる。しかし、市長には証言を拒んではしくなかったというのが正直な気持ちである。本件の被疑者らは、市長及び元市長という市政に携わるトップの立場の公人もしくは公人だった人である。市長には、優れた政治手腕やリーダーシップを発揮してほしいのは、もちろんであるが、その他コンプライアンスを守り疑惑を受けることがないように、正しく誠実に市政を担ってほしいと願うものである。」と判断しています。